○財務省令第四十五号

寄託又ハ供託ニ係ル国債ノ償還元金代リ新公債交付ニ関スル特別取扱規程等を廃止する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

寄託又ハ供託ニ係ル国債ノ償還元金代リ新公債交付ニ関スル特別取扱規程等を廃止する省令

次に掲げる省令は、廃止する。

一　寄託又ハ供託ニ係ル国債ノ償還元金代リ新公債交付ニ関スル特別取扱規程（明治四十三年大蔵省令第二十六号）

二　寄託又ハ供託セル国債ノ国債応募払込現金代用ニ関スル特別取扱規程（大正十一年大蔵省令第四十二号）

三　寄託又ハ供託セル国債証券附属利札尽了ノモノノ特別取扱規程（大正十一年大蔵省令第五十八号）

四　供託又ハ寄託セル四分利付仏貨公債又ハ第三回四分利付英貨公債ノ利札継足ニ関スル特別取扱規程（昭和十年大蔵省令第二号）

五　供託又ハ寄託セル国債ノ償還金ヲ以テ為ス代リ国債ノ買入ニ関スル特別取扱規程（昭和十一年大蔵省令第十二号）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十六号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条第一項第一号及び第二号並びに第四十三条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の十二の三の次に次の一条を加える。

（特定船舶の特別償却）

第五条の十二の四　法第十一条第一項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、当該個人の同号に規定する認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作された同号に規定する本邦対外船舶運航事業用船舶に該当する船舶で、その該当することにつき、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第四十二条の七の九第四項の規定により国土交通大臣が当該個人に対して交付する当該船舶に係る同項に規定する確認証の写しを添付することにより証明がされたものとする。

2　前項の規定は、法第十一条第一項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものについて準用する。この場合において、前項中「本邦対外船舶運航事業用船舶」とあるのは、「特定外航船舶」と読み替えるものとする。

第二十条の十一から第二十条の十五までを次のように改める。

（特定船舶の特別償却）

第二十条の十一　法第四十三条第一項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、当該法人の同号に規定する認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作された同号に規定する本邦対外船舶運航事業用船舶に該当する船舶で、その該当することにつき、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に海上運送法施行規則第四十二条の七の九第四項の規定により国土交通大臣が当該法人に対して交付する当該船舶に係る同項に規定する確認証の写しを添付することにより証明がされたものとする。

2　前項の規定は、法第四十三条第一項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものについて準用する。この場合において、前項中「本邦対外船舶運航事業用船舶」とあるのは、「特定外航船舶」と読み替えるものとする。

第二十条の十二から第二十条の十五まで　削除

附　則

この省令は、令和五年七月一日から施行する。

○財務省令第四十七号

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百八号）附則の規定に基づき、並びに同法を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第二章　退職年金等積立金に対する法人税（第三十九条―第五十一条）

第三章　青色申告（第五十二条―第六十条）」

を

「第二章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税

第一節　総則

第二節　退職年金等積立金に対する法人税（第三十九条―第五十一条）

第三章　青色申告（第五十二条―第六十条の二）」

に、

第四章　更正（第六十条の二）

を

「第四章　更正（第六十条の二）

第五章　国際最低課税額に対する法人税

第一節　総則

第二節　用語の定義等（第三十八条の二―第三十八条の二十九）

第三節　国際最低課税額（第三十八条の三十―第三十八条の四十四）

第四節　申告（第三十八条の四十五―第三十八条の四十八）

第五節　年金等積立金に対する法人税（第三十九条―第五十一条）

第六節　青色申告（第五十二条―第六十条）

第七節　更正（第六十条の二）」

に改める。

第一条中「第三十号」の下に「、第三十一号、第三十二号」を加える。

第二編第四章を同編第五章とし、同編第三章を同編第四章とし、同編第二章を同編第三章とし、同編第一章の次に次の一章を加える。

第二章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税

第一節　総則

第一款　用語の定義等

（定義）

第三十八条の二　この章において、「連結等財務諸表」、「企業グループ等」、「多国籍企業グループ等」、「特定多国籍企業グループ等」、「導管会社等」、「恒久的施設等」、「所在地国」、「所有持分」、「最終親会社等」、「構成会社等」、「除外会社等」、「共同支配会社等」、「各種投資会社等」、「無国籍会社等」、「無国籍構成会社等」、「被少数保有構成会社等」、「共同支配会社等」、「被少数保有親構成会社等」、「被少数保有子構成会社等」、「無国籍共同支配会社等」、「個別計算所得等の金額」、「個別計算所得金額」、「個別計算損失金額」、「対象租税」、「調整後対象租税額」、「自国内最低課税額に係る税」又は「特定多国籍企業グループ等報告事項等」とは、それぞれ法第八十二条第一号から第八号まで、第十号、第十三号から第二十二号まで又は第二十六号から第三十二号まで（定義）に規定する連結等財務諸表、企業グループ等、多国籍企業グループ等、特定多国籍企業グループ等、導管会社等、恒久的施設等、所在地国、所有持分、最終親会社等、構成会社等、除外会社等、共同支配会社等、各種投資会社等、無国籍会社等、無国籍構成会社等、被少数保有構成会社等、被少数保有親構成会社等、被少数保有子構成会社等、無国籍共同支配会社等、個別計算所得等の金額、個別計算所得金額、個別計算損失金額、対象租税、調整後対象租税額、自国内最低課税額に係る税又は特定多国籍企業グループ等報告事項等をいう。